

入会同意書及び重要事項

- 私は貴スポーツパレスジスタス「会員規約」及び「重要事項」に従うことを同意し、署名、捺印の上、入会致します。又、貴スポーツパレスジスタスへの会費等の支払いは預金口座からの振替による支払いに致したく、金融機関に対し別紙の通り依頼致します。
 - 私は医師の健康診断により運動を禁止されておらず、自分の健康状態に十分配慮し、常に自己責任にて施設を利用します。また、てんかん・脳・心臓・肝臓等の疾患又は妊娠の場合には貴スポーツパレスジスタスにお知らせ致します。
 - 会費振替について**
 - 毎月末の平日最終営業日にご指定口座より翌月分会費を振替させていただきます。毎月の振替日は掲示にてお知らせ致します。
 - 振替が出来なかった場合、初回の利用日に利用店舗フロントにて現金でお支払い頂きます。
 - プライベートロッカー契約者は契約後、利用料を会費に合算し振替させていただきます。
 - プライベートロッカー契約期間の途中で解約されても利用料の払い戻しは出来ません。
 - プライベートロッカー解約後、荷物の受け取りのない場合は一定期間保管後処分させていただきます。
 - 休会・退会手続きについて**
 - 手続きは、ご本人もしくは代理の方が届出用紙に必要事項をご記入、捺印の上「フロント」・「郵送」・「FAX」のいずれかで手続きをお取り下さい。お電話によるお手続きはお受け出来ません。
 - 手続きのない場合は、ご利用の有無にかかわらず、月会費をお支払い頂きます。
 - 手続きの締切日は毎月20日です。
＜退会手続きについて＞締切日を過ぎますと、月末までの期間「有料1,000円（税抜）による手続き」となります。
＜休会手続きについて＞締切日を過ぎますと、振替予定月会費は、休会復帰月会費として充当させていただきます。
 - 休会の場合、1回の手続きで最長3ヶ月まで手続きすることが出来ます。更に延長を希望される場合は復帰前月の20日までに手続きをお取り下さい。延長手続きを怠りますと復帰予定月からの月会費は振替られ、ご返金が出来なくなります。
 - 会員証について**
 - 会員証は施設ご利用の際、必ず持参し、チェックアウトまでフロントにてお預かり致します。
 - 会員証を紛失した場合はフロントへお申し出下さい。再発行（有料）致します。
 - 退会される場合はご利用の最終日にフロントへご返却頂きます。
 - 施設ご利用の際は、ロッカー内の荷物は自己管理となります。カギは必ずかけて、利用中はキーバンドを身につけてご利用下さい。万一ロッカーキーを紛失された場合は、キーシリンダー交換費用を実費でご負担いただく事もございますので、あらかじめご了承下さい。
 - 館内でのお忘れ物は保管期限を拾得日より1ヶ月間とさせていただきます。また、貴重品に関しては最寄の交番へお届けさせていただきます。
 - ご入会後、刺青（大小問わず）などをしていたり、暴力団関係者等と判断された場合は直ちに退会して頂きます。
 - 入会申込書記載事項に変更が生じた場合は随時フロントへお届け願います。
 - メンテナンス休館日は毎月第2月曜日となります。 ※第2月曜日が祝日にあたる場合は営業致します。（翌火曜日が休館）
 - 年末年始・旧盆・修繕工事等、特別な休館日を設けることがあります。この場合、館内掲示により通知致します。
- 私はスポーツパレスジスタスへの入会にあたり、上記項目及び会員規約について同意の上入会致します。

会員規約

第1条（運営）

本スポーツパレスジスタスの運営・管理は株式会社フィットネスプロモーションがあたります。

第2条（目的）

本スポーツパレスジスタスはスポーツを通じて会員の健康増進を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条（会員制度）

- (1)本スポーツパレスジスタスは、施設利用を目的としてフィットネス会員制度を設けます。会員が施設を利用するときは会員証を提出するものとします。
- (2)本スポーツパレスジスタスの会員は次の各号のいずれかにも該当しない方とします。
 - (一)運動に適した健康状態にない方
 - (二)入れ墨をしている方
 - (三)暴力団関係者
 - (四)本スポーツパレスジスタスが会員としてふさわしくないと判断した方

第4条（入会の手続き）

本スポーツパレスジスタスに入会するときは所定の手続きを行い、入会金、月会費、その他必要な料金を支払わなければなりません。入会金はどのような理由があっても返還しないものとします。

第5条（利用区分）

本スポーツパレスジスタスは別に定めるところにより、会員の年齢、性別、利用できる時間・曜日及び施設を限定した会員の種別を設けることができます。

第6条（会員種別の変更）

会員本人の都合により、会員種別の変更を本スポーツパレスジスタスが認めた場合、事前に所定の手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。会員種別の変更の料金は別に定めます。

第7条（休会）

疾病、その他やむをえない事由で本スポーツパレスジスタスを1ヶ月以上利用できないと本スポーツパレスジスタスが認めた場合は、事前に所定の手続きを行ったうえで、月単位で本スポーツパレスジスタスを休会することができます。但し、会費未納がある場合完納を条件とします。休会中の料金は別に定めます。

第8条（退会）

- (1)会員は退会する場合、所定の退会届を提出しなければなりません。但し、利用の有無にかかわらず未払いの料金がある場合は、完納しなければなりません。
- (2)会員が会費等の支払いを3ヶ月間継続して滞納し、請求があっても完納しない場合、その会員は退会したものとします。但し、未払いの料金がある場合は利用の有無にかかわらず完納しなければなりません。

第9条（規則の厳守及び責任）

- (1)会員は本規約（第19条により改正されたものを含む）、会則、御利用上の規則、注意事項を守らなければなりません。
- (2)本スポーツパレスジスタス内で発生した盗難、傷害その他の事故について本スポーツパレスジスタスは一切の責任を負わないものとします。又会員は、自己の責任に帰すべき原因により、本スポーツパレスジスタス又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。但し、本スポーツパレスジスタスに故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
- (3)会員は同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、そのビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第10条（18歳未満の取り扱い）

18歳未満者が会員になろうとするときは、本人とその親権者が連署した上申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づき責任を本人と連帯して負うものとします。

第11条（資格の譲渡、貸与の禁止）

本スポーツパレスジスタスの会員資格及び会員証は、これをほかに貸与・譲渡することはできません。

第12条（会員資格の一時停止・除名）

本スポーツパレスジスタスは会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合は、その会員資格の一時停止又は除名を行うことができます。

- (一)第9条第1項に違反したとき
- (二)本スポーツパレスジスタスの秩序を乱し、又は本スポーツパレスジスタスの名誉・品位を著しく傷つけたとき
- (三)本スポーツパレスの施設・什器を故意又は重過失により破損したとき

第13条（施設閉鎖、変更）

- (1)本スポーツパレスジスタスは、次の場合施設の全部又は、一部を閉鎖することができます。
 - (一)気象、災害その他の理由により、営業が不可能と認められた場合
 - (二)施設の改善又は補修のとき
 - (三)地方公共団体もしくはこれに類する団体の主催する行事に協力するとき
 - (四)本スポーツパレスジスタスが企画し実施する諸活動を行うとき
 - (五)経営上重大な理由があるとき
- (2)本スポーツパレスジスタスは、必要に応じて施設の変更を行うことができます。

第14条（会員資格の喪失）

次の各号の1つにあたる場合、会員はその資格を喪失するものとします。

- (一)死亡
- (二)退会
- (三)除名

第15条（会員証の返却）

会員は、その資格を喪失したときには直ちに会員証を本スポーツパレスジスタスに返却しなければなりません。

第16条（料金の変更）

経済変動に伴い各種料金を変更することがあります。

第17条（休館日）

本スポーツパレスジスタスは毎月第2月曜日をメンテナンス休館日と定めます。又、年末年始、旧盆、工事などスポーツパレスジスタスが特に定める日に休館日を設けることがあります。

第18条（ビジターの受入れ）

本スポーツパレスジスタスは、ビジターの施設利用を認めます。

第19条（規約の改正）

本規約は、必要に応じて改正されることがあります。